

# 6. 児童指導員任用資格

児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設などの児童福祉施設に配置されている「児童指導員」として任用される者に要求される資格（任用資格）です。児童指導員は、児童に対して、基本的な生活習慣を確立するための指導、助言を行うとともに、学習指導などを行います。

児童福祉施設において直接子どもたちを援助する職種については、この児童指導員任用資格か保育士資格が職員募集の際の募集要件とされている場合がほとんどです。

## 児童指導員任用資格を取得するには

次のいずれかに該当することが必要です。

1. 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者
2. 社会福祉士の資格を有する者
3. 精神保健福祉士の資格を有する者
4. 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学または社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
5. 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学または社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者
6. 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
7. 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8. 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
9. 小学校、中学校または高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者
10. 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者